

高リスク及び非協力国・地域
国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセス

2016年6月24日（於：釜山）

（仮訳）

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定する。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇請する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2016年2月以降、同国は、テロリストの資産凍結義務の履行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制を改善するべく、追加的な措置を講じてきている。しかしながら、FATFは、テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの更なる履行において、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。FATFは、同国に資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行を継続するよう懇請する。

ボスニア・ヘルツェゴビナ

2015年6月、ボスニア・ヘルツェゴビナは、FATF及びMONEYVAL（欧州FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①全ての刑法におけるテロ資金供与の犯罪化の統一、②国連安保理決議第1373号に基づくテロリストの資産凍結に関する適切な法的枠組みの構築及び履行、③適切な監督の枠組みの履行、④非営利セクターにおける適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の履行、⑤クロスボーダーでの現金取引の適切な管理体制の構築及び履行、⑥全ての刑法における資金洗浄の犯罪化の統一、⑦資産を没収する適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行を続けるべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行継続を慫慂する。

ガイアナ

2014年10月、ガイアナは、FATF及びCFATF（カリブFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続きの制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤効果的な顧客管理義務の措置の構築や金融の透明性の向上、⑥疑わしい取引の届出義務の強化、⑦適切な監督の枠組みの履行を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処した。FATFは、これまでにFATFによって特定された欠陥に対処するべく、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するため、実地調査を行う。

イラク

2013年10月、イラクは、FATF及びMENAFATF（中東・北部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に関連した残存する欠陥への対処、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組み及び適切な手続きの制

定及び履行、③全ての金融機関における適切な顧客管理義務の確保、④全ての金融機関における疑わしい取引の適切な届出義務の確保、⑤完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保及び履行を含め、アクションプランの履行を続けるべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の残存する欠陥に対処するべく、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2016年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与に関連する暫定措置命令の発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの履行、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、④クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の履行を含め、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

2010年2月、シリアは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗をみせた。2014年6月、FATFは、同国がテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続の制定を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATFは、同国がFATFと合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

ウガンダ

2014年2月、ウガンダは、FATF及びESAAMLG（東南部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。最初のアクションプラン以降、同国は、相互審査を受け、更なる戦略上重大な欠陥が明らかになった。これらの欠陥は、改訂アクションプランの中に含まれており、2016年6月に新しい政治的コミットメントが示された。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②国連安保理決議第1267号、1373号及びその後継決議に関連したテロリストの資産凍結のための適切な法的枠組みの構築、③全ての金融機関における適切な記録保存義務の確保、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤権限ある当局に広い範囲での司法共助の履行を可能にするための、適切な法的枠組みの導入や実施、⑥資金情報機関及び監督当局の国際協力に関する適切な法律及び手続の構築といった欠陥への取組を継続するべきである。FATFは、同国が、資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

バヌアツ

2016年2月、バヌアツはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2016年2月以降、同国はFIUと執行機関間の情報交換の障壁を取り除き、資産凍結及び凍結された資産の報告に関するガイダンスを策定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続きの制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための、及びその他の国連安保理決議制裁のための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤電信送金等に対する予防措置の強化、⑥金融セクターや法人、法的取極めに対する透明性の構築、⑦全ての金融セクター及びトラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、⑧特定されたリスクに関する国際協力と国内協調政策と取組の適切なチャンネルの構築、及びその効果的な実施の確保を含め、アクションプランの履行へ引き続き取組むべきである。FATFは、同国が、資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

イエメン

2010年2月、イエメンは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗を見せた。2014年6月、FATF は、同国が、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、顧客管理及び疑わしい取引の届出義務の改善、ガイダンスの発出、金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発、及び完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATF は、同国が FATF と合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATF は、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセスの対象から除外される国・地域

ミャンマー

FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2010 月 2 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を APG と協働して継続する。

パプアニューギニア

FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2014 月 2 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を APG と協働して継続する。

(以 上)